

RCEP活用のために今こそ知っておくべき！ EPA利活用のための説明会＆個別相談会 ～EPA利用のメリットと最初のプロセスをアドバイス～



2022年1月1日に発効するRCEP協定等のEPA（経済連携協定）を利用することで、企業の関税負担が軽減し、競争力向上につながります。RCEP協定は、中国・韓国との初めてのEPAです。

EPAの利用メリットや手続きについて理解するためには、まず各社の製品のHSコードの特定や原産地規則の理解等が必要になります。そこで、本説明会＆相談会では、第1部でEPAの制度概要やEPA利用事例、EPA利用に際し役立つ支援施策をご紹介し、第2部では、各社の製品のHSコード（6桁ベース）での特定・EPA税率の確認、該当しうる原産地規則の概要や、手続きの流れ等について個別に相談対応します。

こうした前提知識を一度に理解することができ、**自社にとってのEPA利用メリットを把握できる**絶好の機会です。是非ご参加ください。

- 日時：2022年1月31日（月）13:30～16:30
- 場所：オンライン開催（使用アプリケーション：Microsoft Teams）
※第2部個別相談会のみ、希望する企業については対面相談も可能ですので、お申し込みフォームにて「対面での参加を希望する」を選択下さい。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、ご希望いただいてもオンライン相談となる場合がございます。

プログラム：

第1部 説明会（70分程度）		
①	開会挨拶	中部経済産業局 国際課長 片桐泰明
②	EPA制度概要及び利活用メリットのご説明	経済産業省 経済連携課 係長 大滝、青柳
③	EPA利活用をサポートするサービスのご紹介	
	・原産地規則ポータル ・EPA自己証明制度相談受付 等	名古屋税関 業務部 首席原産地調査官 河合康夫
	・EPAを含む貿易アドバイザー個別相談対応 ・原産地証明ナビ 等	ジェトロ名古屋 貿易アドバイザー 八木リサ

第2部 個別相談会（1枠30分×3枠）	
HSコードの特定や該当する製品の原産地規則などについて、名古屋税関、ジェトロ名古屋、経産省経済連携課の各ブースで相談可能です。（事前登録制）	
受付相談内容	対応機関
各社製品のHSコードの特定（6桁ベース） 該当しうる原産地規則の概要ご説明	名古屋税関 業務部 首席原産地調査官 小栗、吉田、川口
EPA利用に伴う輸出入貿易実務一般等	ジェトロ名古屋 貿易アドバイザー 八木リサ
EPAに関する質問全般	経済産業省 経済連携課 係長 大滝泰史

- 対象：EPAの利用を検討している中部地域の中小企業（特に、直接海外に輸出している企業等）
- 主催：経済産業省、ジェトロ名古屋、名古屋税関
- 定員・参加費：第1部100名、第2部12社程度（いずれも先着順）、参加無料
- お申込み方法：HPのお申し込みフォームにて必要事項をご記入・送信ください。（裏面参考）
- 申込期限：2022年1月14日（金）まで ※先着順のため、期限前でも申込定員に達した場合は締め切らせていただきます。

< お問い合わせ >

RCEP活用のために今こそ知っておくべき！ EPA利活用のための説明会＆個別相談会 ～EPA利用のメリットと最初のプロセスをアドバイス～

<お申し込み方法・お申し込み後の流れ>

1. 下記ホームページのURL又はQRコードを読み取り、お申し込みフォームにて必要事項をご記入・送信ください。（締切：2022年1月14日（金））



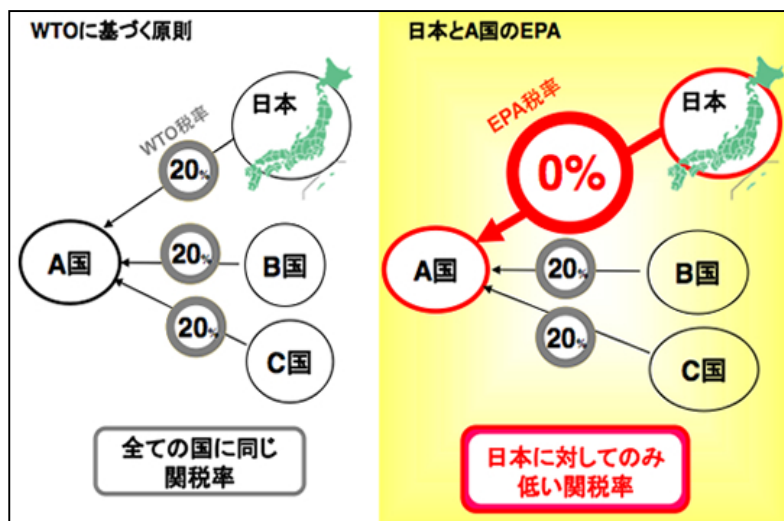
HP URL : <https://www.chubu.meti.go.jp/b62kyoten/oshirase/epa/20220131epa/index.html>

2. 後日、ご登録いただいたメールアドレス宛に、第1部説明会のMicrosoft Teamsの招待URLをお送りします。
3. 第2部個別相談会にもお申込みいただいた場合は、第1部とあわせて、第2部相談会の時間、Microsoft Teamsの招待URL及び「相談会事前記入フォーム（※）」をお送りします。
※「相談会事前記入フォーム」とは、相談会の円滑な開催に向け、ご相談内容等を事前にご記入いただくものです。

※取得した個人情報については、本説明会・相談会の適切かつ円滑な実施・運営を目的として、主催者間（経済産業省、ジェトロ名古屋、名古屋税関）で共有させていただきますが、同目的以外には使用いたしません。

<経済連携協定について>

- **経済連携協定（EPA/Economic Partnership Agreement）**とは
国や地域同士で輸出入にかかる関税の撤廃・削減等を定めた条約です。EPAを利用することで、輸出入の際に、通常よりも低い税率（EPA税率）を適用できます。ほかにも、EPAでは、サービスの規制緩和や投資環境の整備等に関するルールを定めています。
- **EPAのメリット（関税削減）**について
通常、輸出入を行う際、各国が定める関税を支払う必要があります。関税率は、世界貿易機関（WTO）の原則に基づき、原則として全てのWTO加盟国に対して、共通の税率が適用されます。これに対し、**EPAが発効している国との間では、所定の手続きを踏むことにより、他国よりも低い税率で輸出入を行うことができます。**



< お問い合わせ >